

（株）近藤商会 みなくるホール 会員規約

（平成28年12月1日）

株式会社近藤商会（以下「当社」という）は、みなくるホール（以下「当施設」という）の利用に関し、以下の通り会員規約（以下「本規約」という）を定めます。

第1条（目的）

当施設は、イノベーションを引き起こす可能性のあるテーマ及び企業等を発掘し、参加者のもつ知見、ノウハウ及びネットワーク等を活用することで、新たな発想を育み構築し支援と地域に貢献することを目的とします。

第2条（会員規約の範囲）

当社が、本規約本文の他に別途定める各サービスの利用規約等で規定する各サービスの利用上の決まり（以下、併せて「利用規約等」という）も名目の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

本規約本文の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（会員）

1. 当施設の利用は本規約に基づく会員に限定されるものであり、会員希望者は、当社が指定する手続きに基づき、本規約を全て承諾の上、会員サービスの利用を申し込むものとします。但し、18歳以上で企業・団体・大学等に所属していなければ会員サービスの利用申し込みができません。また反社会的勢力との関係を有している者も会員サービスの利用申し込みができません。
2. 本規約における会員とは、前項に基づく会員サービスの利用申し込みに対し、当社が承諾した者をいいます。なお、当社の判断により、当該利用申し込みを承諾しないことがあります。
3. 会員は、会員として有する権利を第三者に貸与及び譲渡することはできないものとします。
4. 会員は入会時の申し込み内容に変更があった場合は、変更があった日から2週間以内に文書により当社に通知しなければなりません。

第4条（使用範囲）

1. 別途定める当施設の営業時間内において、会員は当施設及び当施設に付帯する設備の使用を本規約及び当社の指示に則り使用することができます。
2. 会員は当社1階のみなくるホール及びトイレ並びに駐車場を使用することができます。※ただし、駐車場は制限があり、当社による駐車区画の数と範囲について事前の確認が必要です。
3. 会員はみなくるホール内に設置されている、備品(椅子105脚、プロジェクター3機音響設備)の使用が可能です。

第5条（使用に関して）

1. 本規約における使用とは、当社が会員に対し、当社の管理下において当施設対象スペースの使用を許可し、当施設内の設備等の使用を認めることであり、会員に対し当施設及び施設内の設備等の排他的な使用・占有権限や第三者への使用許諾権等何らかの権利を与えるものではありません。従って当社と本規約に基づき入会した会員との法的関係は、建物賃貸借契約に該当せず、借地借家法の適用を受けるものではなく、かつ、何ら賃借権が発生しないものであり、会員は予めこれに同意したものとします。
2. 会員は、当施設の住所・名称を用いて、商業・法人登記等の登記、事業に関する許認可等を受けたり、並びにそれらを役所へ届け出て公的な連絡先に定めたりする

等、当施設の住所・名称を本規約に基づく施設使用以外の一切の利用に使用することはできません。また、会員は当社に対し、何ら要求することができないことに同意するものとします。

3. 会員は、当施設の住所・名称を用いて、名刺を含むすべての印刷物に記載、掲載することや郵便物の宛先とすること、並びにweb サイト等の電子媒体への掲示、掲載ができません。
4. 会員は、第三者に迷惑を及ぼさないことを条件に本規約で定められた範囲で執務や作業を行うことができますが、家具類を移動したり、机・イスなどに私物を置くことで長時間の占有等を行うことができません。また、短時間の退除を除き、私物を放置しての本施設からの退除はできません。
5. 会員の当施設内での撮影は禁止します。何らかの理由で撮影を希望する場合は、その内容を書面で当社に提出し、許諾を受けるものとします。不許可となった場合でも会員は当社に対し、一切の不服申し立てができないものとします。
6. 当施設内にて、別途定める規定に則しアンケートや、センシングを行う場合があります。会員は当施設の目的を理解し、できるかぎり協力することとします。
7. 当施設内は禁煙となっております。
8. 会員は、当施設内において大声や騒音、しつこい勧誘、酒酔等により他の会員や第三者に対して迷惑行為を行ったり、当施設内の秩序を乱す行為を行ってはならず、常に当施設管理者の指示に従うものとします。
9. 当社の許可を得ない飲食物の持込みや飲酒行為は禁止いたします。
10. ペット類の持込みは禁止いたします。
11. 当施設の1日の使用時間は原則3時間以内とし、それ以上使用する場合は別途当社の許可を得ることを必要とします。

第6条（施設保護）

1. 当施設の利用に際し、会員は原状のまま使用することとし、施設内装、什器、家具、その他設備等の保全につとめるものとする。
2. 会員は会員の故意又は過失により、当施設及び当施設内に設置された什器、家具、その他設備等を破損・毀損した場合、その原状回復に必要な修理・交換等にかかる費用を負担するものとする。

第7条（退会）

会員が退会する場合は、当施設管理者に対し退会届を提出することにより退会することとします。

第8条（資格の失効）

会員が当施設を1年間利用しなかった場合、会員の資格が失効するものとします。

第9条（資格の停止）

当社は、会員が下記に該当すると判断した場合、理由の如何に関わらず会員の資格を停止又は除名することができるものとします。また除名された会員の再入会はできません。

- (1) 法律に反する行為又は反する恐れのある行為を行った場合
- (2) 公序良俗に反すると当社が判断した行為を行った場合
- (3) 反社会的勢力が関係する一切の事業に関わった場合
- (4) 政治活動及び宗教活動を行った場合（但し、事前の当社の書面による承諾を得た場合であって、当社の指定する場所にて行った場合を除く）
- (5) マルチ商法及びそれに関連する恐れのある事業及び投資商材の販売を行った場合
- (6) 不正なアクセスを行った場合
- (7) 提出書類に虚偽又は事実と反するものがあつた場合
- (8) 入会時の申し込み内容に変更があつたのに、本規約第3条第4項に定める期日内に当社に通知をしなかった場合

- (9) 当社や他の会員、第三者に損害を与える恐れがあると当社が判断した場合
- (10) 規約に反する行為があった場合
- (11) その他当社が不相当と認めた場合

第10条（利用の制限）

当社が主催又は認定したイベント等の開催時、及び当社が管理運営上必要と認めた場合は、本施設の全部又は一部の利用を制限する場合があります。

第11条（利用の終了）

当社の都合で当施設の一部又は全ての利用提供を終了する場合があります。この場合、当社はサービス終了の1ヶ月前までに会員にサイト上の告知、または施設内への掲示を以て通知するものとします。

第12条（損害賠償）

会員が会員の故意又は過失により、当社又は他の会員若しくは第三者に損害を与えた場合は、会員は当社に対して直ちにその旨を通知する責任があります。また、会員はこれによって生じた一切の損害に誠実に対処し、自らの責任をもって賠償しなければなりません。

第13条（免責事項）

1. 会員は自己の責任において当施設を利用するものとし、当施設内で会員に発生した人的・物的損害について当社は一切責任を負わないものとします。
2. 会員は当施設において取得した情報、知識等の利用に際しては、本規約及び関係法令を遵守し、自己の責任と判断において行うものとする。
3. 会員は、当施設内での情報に基づき生じた事業の連携等については、自己の責任において実施するものとし、当社はこれらの取引において発生した損害について一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、利用規約等の定め、又は会員資格の特長、会員が当施設を利用したこと、もしくは利用できなかったこと、その他利用規約などによる運用に関し、会員、会員であった者及び会員となろうとした者に対し一切の責任を負わないものとします。

第14条（個人情報の取扱について）

当社は、提出された会員の個人情報（以下「個人情報」という）に関して適用される法規を遵守するとともに、当社規定の個人情報利用ガイドラインに基づき、個人情報を適切に取り扱うものとします。会員が会員自身の個人情報の照会、修正等を希望する場合、当施設管理者まで連絡することにより、当社は合理的な範囲内で速やかに対応します。当社は、会員の個人情報の属性の集計、分析を行い、個人が識別・特定できないように加工したもの（以下「統計資料」という）を作成し、新規サービスの開発等の業務を遂行するために利用、処理することが出来るものとします。また、当社は、業務上の必要に応じて統計資料を業務提携先等に提供することが出来るものとします。

第15条（秘密情報）

1. 本規約における「秘密情報」とは、当施設利用により会員が知り得た当社又は他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報であり、且つ当社及び開示する会員が秘密とすることを欲する情報をいいます。
2. 当施設は、個人、法人に関わらず不特定多数が利用する施設であるため、会員は自らの責任で秘密情報を管理しなければなりません。万が一、会員の秘密情報が漏洩した場合、当社は一切その責任を負いません。
3. 本条の規定に関わらず、次の各号に該当することを会員が証明することができる情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - ① 開示を受けた時点で既に受領者が保持していた情報
 - ② 開示を受けた後、会員が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うこと無

く正当に入手した情報

③ 開示を受けた後、会員の責めによらず公知となった情報

④ 会員が開示された情報と無関係に開発、創作した情報

第16条（守秘義務）

1. 会員は他会員の秘密情報を知り得た場合、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、開示者の許可なくソーシャルネットワークサービスや、自身のweb サイトやブログなどのインターネット上の一切の開示手段、あるいはその手段の如何に関わらず、第三者に開示又は漏洩、公開し、若しくは利用してはなりません。当施設利用によりに発生した会員相互あるいは会員と第三者とのトラブル等全ての事案に対し、当社は一切責任を負いません。
2. 会員は、裁判所や官公庁などの公的機関より当社の秘密情報の開示を要求された場合、直ちに当社に通知しなければならず、法的に開示を拒めない場合は、当該秘密情報を開示することができます。またその場合、会員は当該秘密情報の機密性を保持するための最善の努力をするとともに、当社に対し当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければなりません。
3. 会員は秘密情報について、複製・複写等の行為を行ってはなりません。

第17条（規約の遵守）

会員は、本規約及び当社の定める諸規則を厳守し、当施設の管理者・スタッフの指示に従うものとします。

第18条（規約外事項）

本規約に定めのない事項及び管理運営上必要な事項は、当社がこれを定めます。

第19条（規約の改訂）

当社は、会員の事前の了承を得ることなく、本規約を随時変更することができ、会員はこれを承諾するものとします。変更後の会員規約については、当社が別途定める場合を除いて、当施設web サイト上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第20条（専属的合意管轄裁判所）

当社及び会員は、当社と会員の間で本規約及び当施設の利用につき訴訟の必要が生じた場合、函館裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第21条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

附則 本規約は平成28年12月1日から実施します。__